

山梨県勤労者住宅建設資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者が自ら住居するための住宅を建設し、又は購入しようとする場合に必要な資金を融資することによりその持家を促進し、もって勤労者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「勤労者」とは、県内に在住し、事業所又は事務所に雇用される者で、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。

(原資の預託)

第3条 県は、第1条の目的を達成するために必要な資金として、予算の範囲内において一定額の原資を融資機関(「中央労働金庫」をいう)に預託するものとする。

2 前項の預託金の利率、期間及び時期については、融資機関との間で別に定める契約による。

(融資機関の協調及び貸付枠)

第4条 融資機関は、県からの預託金に自己資金を協調した金額をこの制度における貸付枠とし、融資を行うものとする。

2 前項の融資機関の協調倍率は4倍とする。

(貸付対象)

第5条 この要綱により、貸付を受けることができる者は、県内に自ら居住するための住宅を新築又は購入し、若しくは現に居住している住宅を増改築しようとする勤労者でなければならない。

(貸付条件)

第6条 貸付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金額 新築及び購入は400万円以内、増改築は200万円以内
- (2) 貸付利率 住宅金融公庫の定める「基準金利適用住宅」以外の住宅(住宅部分の床面積175㎡以下)に対する適用金利と同率とする。
但し、住宅金融公庫融資利用者で、住宅金融公庫の定める「基準金利適用住宅」に該当する場合は、その適用金利と同率とする。
- (3) 貸付期間 15年以内
- (4) 償還方法 元利均等割賦償還

2 前項の規定によるほか担保、保証人、違約金及び繰上げ償還等については、融資機関の定めるところによる。

(借入手続)

第7条 この資金の貸付を受けようとする者は、「山梨県勤労者住宅建設資金借入申込書」(第1号様式)により融資機関に申込みものとする。

(貸付の決定)

第8条 融資機関は、前条の借入申込書を受理した場合は、内容を審査したうえ貸付の

決定を行わなければならない。

- 2 融資機関は、前項により貸付の決定を行った場合は、借入申込者に対し「山梨県勤労者住宅建設資金貸付決定通知書」(第2号様式)を交付し、すみやかに貸付を実行するとともに「貸付状況報告書」(第3号様式)を作成し、翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

(利子補助)

第9条 県は、融資機関に対し、予算の範囲内で融資機関がこの要綱により平成16年3月31日までに実行した貸付につき1件あたり、新築及び購入については400万円並びに増改築については200万円を限度として15年間、年1.5パーセントの利子補助を行うものとする。

- 2 前項の規定により交付する利子補助の額は、貸付年度ごとに利子補助を行う年度の初日の含まれる1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高(計算期間中毎月の末日の残高(延滞額を除く)総和をその期間中の月数で除して得た金額とする。)に対し年1.5パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、第3条の規定による預託金を無利息の決済用預金とする場合、交付する利子補助の額は、前項の規定により計算した額から年度当初における平成15年度以前の貸付分に対する預託金に対し年1.5%の割合で計算した額を差し引いた額とする。

(補助金の申請)

第10条 融資機関は、利子の補助を受けようとする場合は、毎年1月1日から1月31日までの間に「利子補助金交付申請書」(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付及び補助額の決定)

第11条 知事は、補助金交付の申請があったときは、当該申請に係わる書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金交付の適否を決定するとともに補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還命令等)

第12条 知事は、前条の規定により交付の決定を行い、又は補助金を交付した融資機関が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定及び額の確定を取消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱に基づいて提出した書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、県と融資機関が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月5日(以下「施行日」という。)から施行する。